

国土交通省の 航空法改正について

小型無人機的位置付の明確化

2015年に、国土交通省が航空法を改正して、小型無人機に対する政府の位置づけが明確化されました。

対象となる無人航空機の定義：

飛行機、回転翼航空機等であって人が乗る事ができないもの（ドローン、ラジコン機等）のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満のものを除く）。

飛行する空域：

以下の空域においては、国土交通大臣の許可※を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならない。（※安全確保措置をとる場合、飛行を許可）

○航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域

（A） 空港等の周辺の上空の空域

（B） 地表又は水面から150m以上の高さの空域

○人または家屋の密集している地域の上空

（C） 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区の上空

無人航空機の飛行方法

- 遵守事項
- 承認が必要となる飛行の方法

<遵守事項>

- ① アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- ② 飛行前確認を行うこと
- ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと

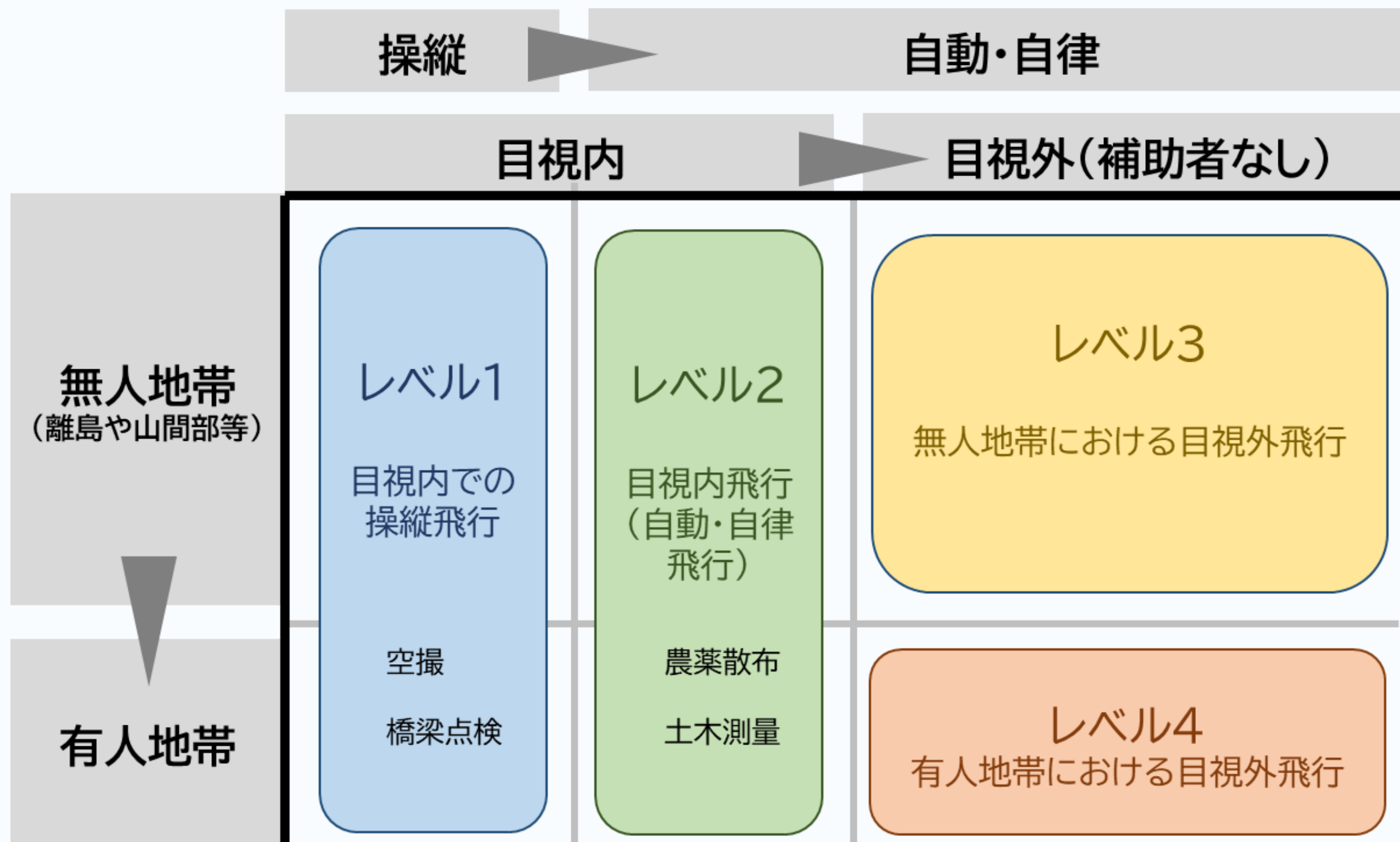
<承認が必要となる飛行の方法>

- ⑤ 夜間飛行
- ⑥ 目視外飛行
- ⑦ 人または物件から30m以上の距離を確保できない飛行
- ⑧ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所上空での飛行
- ⑨ 爆発物などの危険物輸送
- ⑩ 物件投下

事故や災害時の国・地方公共団体等による捜索・救助のための場合は、空域の規制、⑤～⑩の適用が除外されます。

空域の規制、②～⑩の違反は、50万円以下の罰金、①の違反は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されます。

飛行レベル



無人航空機に係る制度検討の経緯について
国土航空相 航空局
令和2年6月 資料2より